

## 板橋区在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置給付事業実施要綱

(令和4年4月1日区長決定)

(令和7年3月11日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、在宅人工呼吸器使用者に対し、停電時等における安全確保のため非常用電源装置を給付することにより、災害時の安全及び安心の向上に寄与することを目的とする。

(給付対象となる非常用電源装置)

第2条 給付の対象とする非常用電源装置は次に掲げるもののうち、いずれかとする。

(1) 自家発電装置

原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものであって、介護者が容易に使用し得るものとする。ただし、人工呼吸器の製造又は販売を業とするもの（以下「業者」という。）により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りでない。

(2) 蓄電池

容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの又は停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付けバッテリーのいずれかとする。ただし、外付けバッテリーの場合、診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く。

2 非常用電源装置に使用する燃料及びエンジンオイル、当該装置の修理等に要する費用については、使用者の負担とする。

(給付対象者)

第3条 非常用電源装置の給付対象者は、板橋区における在宅人工呼吸器使用者の名簿登録及び災害時個別支援計画作成等に関する事業実施要綱（平成24年12月5日区長決定）に基づき、区が支援計画を策定した在宅人工呼吸器使用者とする。ただし、他の公的制度により非常用電源装置の給付等が可能となる者は、第6条の給付台数上限との差分の給付対象者とする。

(給付の申請)

第4条 非常用電源装置の給付を希望する者（児童の場合は、当該児童の保護者。以下「申請者」という。）は、非常用電源装置給付申請書（別記第1号様式）に非常用電源装置の見積書を添えて、区長に申請するものとする。

(給付の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請内容を審査の上、非常用電源装置の給付又は却下を決定するものとする。

2 区長は、非常用電源装置を給付することを決定した場合は、非常用電源装置給付決定通知書（別記第2号様式）及び非常用電源装置給付券（別記第3号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

3 区長は申請の却下を決定した場合は、非常用電源装置給付申請却下決定通知書（別記第4号様式）を申請者に交付するものとする。

（非常用電源装置の給付）

第6条 区長は、非常用電源装置の給付を行う場合には、非常用電源装置の業者に委託して行うものとする。

2 区長は、前条の規定により非常用電源装置の給付を決定した場合は、業者に対し、非常用電源装置給付委託通知書（別記第5号様式）により通知する。

3 非常用電源装置の給付は、対象者1名について自家発電装置1台又は蓄電池2台までとし、自家発電装置と蓄電池は重複しないものとする。この場合において、この台数は他自治体・他の公的制度で給付等された非常用電源装置を含めることとする。

4 非常用電源装置の耐用年数は、自家発電装置の場合は納入日から6年間とし、蓄電池の場合は5年間とし、その期間中は再度の給付はしないものとする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。

5 他の公的制度を利用することにより、給付等が可能な場合、先に他の公的制度を利用するものとする。

（費用の負担）

第7条 区は、給付に要する実費又は次に掲げる金額のうちいずれか少ない額（以下「負担額」という。）を負担する。

（1）自家発電装置 212,000円

（2）蓄電池 1個あたり104,000円

2 非常用電源装置の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付に要する費用が前項に規定する額を超える場合は、当該額を超える額を負担するものとする。

3 受給者は、非常用電源装置の引き渡し時に、当該非常用電源装置を納入する業者に対し、給付券を添えて、前項に規定する額を支払うものとする。

（区への報告及び請求）

第8条 業者は、受給者に非常用電源装置を納入したときは、給付券により区長に報告し、請求書を提出するものとする。

（区負担額の支払）

第9条 区長は前条の規定による請求があったときは、非常用電源装置の納入があったことを受給者に確認の上、負担額を業者に支払う。

（非常用電源装置の管理）

第10条 受給者は、申請時に虚偽及びその他不正な申請を行ってはならず、非常用電源装置を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。これらに反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

（給付台帳の整備）

第11条 区長は、非常用電源装置の給付の状況等を明確にするため、非常用電源装置給付台帳（別記第6号様式）を整備するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。